

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

路線名	越谷野田線
供用開始の区間	北葛飾郡松伏町大字田島六一五番一地从先から同郡同町大字田島六三八番三地先まで
供用開始の期日	令和五年一月二十七日
備考	令和五年一月二十七日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二六・三五メートル